

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公 印 省 略）

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻疹については、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、国立感染症研究所感染症疫学センターにより、別紙「沖縄県における麻疹患者の発生状況について」（平成30年4月9日）が公表されました。（※）

今後、広範な地域において麻疹患者が発生し、貴管内の医療機関を受診する可能性がありますので、貴自治体におかれましても、貴管内の医療機関に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

（※）沖縄県における麻疹患者の状況

- ・ 平成30年3月20日、沖縄県内で旅行客が麻疹と診断され、当該患者と接触歴のあった者や同じ施設を利用した者を中心に、沖縄県内で麻疹患者の発生が続いている。
- ・ 二次感染例が沖縄県内の広範囲において報告されていることから、今後、沖縄県外においても麻疹患者が発生する可能性がある。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

別紙：「沖縄県における麻疹患者の発生状況について」（平成30年4月9日）

国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/id/655-disease-based/ma/measles/idsc/7955-measles20180409.html>

参考：麻疹とは（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-ka/nsenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-ka/nsenshou/measles/index.html)